

## 第 2 回 水道分野における官民連携推進協議会

### ～ 官民連携の推進（PPP/PFI推進アクションプラン等）～

厚生労働省健康・生活衛生局水道課水道計画指導室

令和 5 年 9 月 6 日（水）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づく官民連携に関する取組

1. ウォーターPPPについて  
「コンセッション」と「管理・更新一体マネジメント方式」の総称
2. 民間提案について（給水人口10万人以上の水道事業者等に限る）  
条件を満たす場合「民間提案」を求めることが必要（R6以降、交付金事業の要件化）
3. 水道分野における官民連携推進協議会について  
令和5年度は全国4カ所で開催

その前に、「官民連携の推進」について、諸々をお話します。

## 官民連携の必要性について

- ・人口減少や施設の老朽化の増大が顕著となり、ヒト・モノ・カネが不足。
- ・各水道事業の基盤強化を図るため、水道の基盤を強化するための基本的な方針（R元.9.30日告示）では3つの柱が示されている。
- ・官民連携はそのうちの1つ。

### 基本方針に示された基盤強化の3本柱

#### 1. 適切な資産管理（アセットマネジメント）

収支の見通しを作成・公表し、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

#### 2. 広域連携の推進

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

#### 3. 官民連携の推進

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

## 官民連携を進める上での留意点（１）

- ・ 「官民連携」を進めるにあたっては、メリット・デメリットをよく検討する必要がある。
- ・ 「官」にとって、技術職員の採用数の減少を補うために「民」に委託する場合が増えてきている。
- ・ しかし、人材不足は「民」も同様。

	メリット	デメリット
官側	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人材不足を補える</li><li>・ 民のノウハウによるコスト低減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たなスキーム検討にマンパワーが必要</li><li>・ 官の技術が継承されないことへの不安</li></ul>
民側	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民の技術力による社会貢献</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民側の人材不足に対する不安</li></ul>



今後の官民連携は.....

「官」が業務を発注する際、「民」が入って行きやすい工夫が必要

【工夫例】

- ・ **広域連携**や**他分野との連携**により**事業スケールを確保**する
- ・ **個別契約**から**包括的委託**へシフトすることで**事業スケールを確保**する
- ・ **長期契約**とすることで、**民における雇用を確保**する
- ・ **性能発注**を**徹底**することで（ex.オペレーターの常駐人数を縛らないなど）**民の自由度を最大限確保**する

## 官民連携を進める上での留意点（2）

予算要求や発注予定価格の算出にあたり、「水道事業の再構築に関する**施設更新費用算定の手引き**（平成23年12月）」（以下、手引きという。）で算出された金額を**そのまま使用**することにより、適切な予算確保が行われず、**入札不調となるケースがある**。

特に、**詳細設計を含めて発注**するPPP/PFI（DB、DBOを含む）案件においては**注意が必要**。

### 予算要求や発注予定価格算定時の留意事項

- (1) 物価の変動（デフレーター）や材料価格の上昇、間接工事費や一般管理費の変動等を考慮すること。
- (2) 必要に応じて、**施工業者等に意見照会**を行い、現場条件を加味した金額を算出すること。
- (3) 契約後に生じた条件変更において、**柔軟に契約金額の変更を行える**ようにすること。

※そのまま採用はNG

水道事業の再構築に関する  
施設更新費用算定の手引き

平成23年12月

厚生労働省健康局水道課

各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲

官民連携手法	PFI（コンセッション方式）			<b>【事業経営】</b> 施設の設計・建設 (Design-Build) + 施設の運営・維持管理 (Operate) + 料金の設定・収受※ ※) 条例で定められた範囲に限る。
	PFI（従来方式）		施設の設計・建設 (Design-Build) + 施設の運営・維持管理 (Operate)	
	DB又はDBO方式		施設の設計・建設 (Design-Build) + 施設の運営・維持管理 (Operate)	
	一般的な業務委託（個別・包括委託） 水道法による第三者委託		施設の運営・維持管理 (Operate)	
契約期間	3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上が一般的（他分野の例）
メリット	水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による民間のノウハウの活用</li> <li>業務遂行のための人材の補完</li> <li>長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減</li> <li>PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善</li> <li>技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、技術の承継</li> <li>民間の資金調達・運営権対価による財政負担の軽減</li> </ul>
	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による裁量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業経営への参画が可能</li> <li>事業運営についての裁量の拡大</li> <li>一定の範囲での柔軟な料金設定</li> <li>抵当権の設定による資金調達の円滑化</li> </ul>

## 各官民連携手法（管路DB）

- ・管路工事において、**設計（Design）**と**施工（Build）**を一括発注することにより、発注者（水道事業者）と受注者（請負業者）の双方の業務の効率化を図ることを目的とする。

【参考】全国の管路DB事例：29件（令和3年度時点）

### 従来方式

- ① **詳細**設計（直営or委託）
- ② 入札準備、契約
- ③ 請負業者に発注
  - ・ **試掘による設計図の見直し、再設計**
  - ・ 工事実施
  - ・ 竣工
- ④ **工事精算**



### 管路DB

- ① **概算※1**設計（直営or委託）
- ② 入札準備、契約
- ③ 請負業者に発注
  - ・ **請負業者による詳細設計※2**
  - ・ 工事実施
  - ・ 竣工
- ④ 工事精算

※）今年度、厚生労働省において管路DBに関する先行事例調査（20事例程度）を行う予定です。（該当する事業者においては調査にご協力いただきます様、よろしくお願いいたします。）

※1) 発注者は概算設計のみ行うため、設計・積算に要する手間を大幅に削減することが可能。

※2) 請負業者による試掘後の発注者の再設計は不要。

## 各官民連携手法（PFI事業事例）

### 寒川浄水場排水処理施設特定事業（神奈川県企業庁）

【特徴】

老朽化した施設の更新において、民間企業が施設の設計、建設、維持管理、運営、脱水ケーキの再生利用を実施。



### 朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業（東京都水道局）

【特徴】

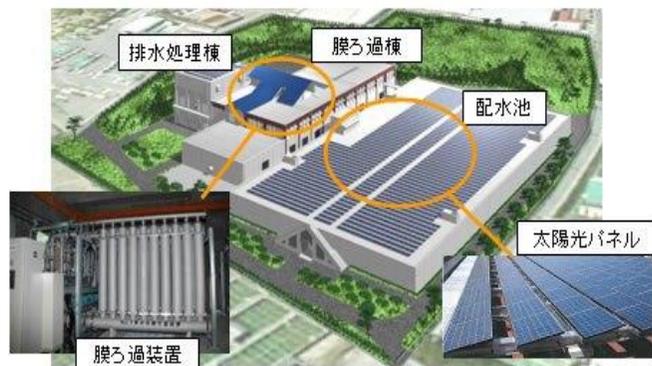
常用発電設備（コージェネレーションシステム）を民間企業が建設・運営。



### 川井浄水場再整備事業（横浜市水道局）

【特徴】

浄水場施設全体の更新と運営・管理。  
国内最大の膜ろ過施設。太陽光発電も併設。



### 上ヶ原浄水場再整備等事業（神戸市水道局）

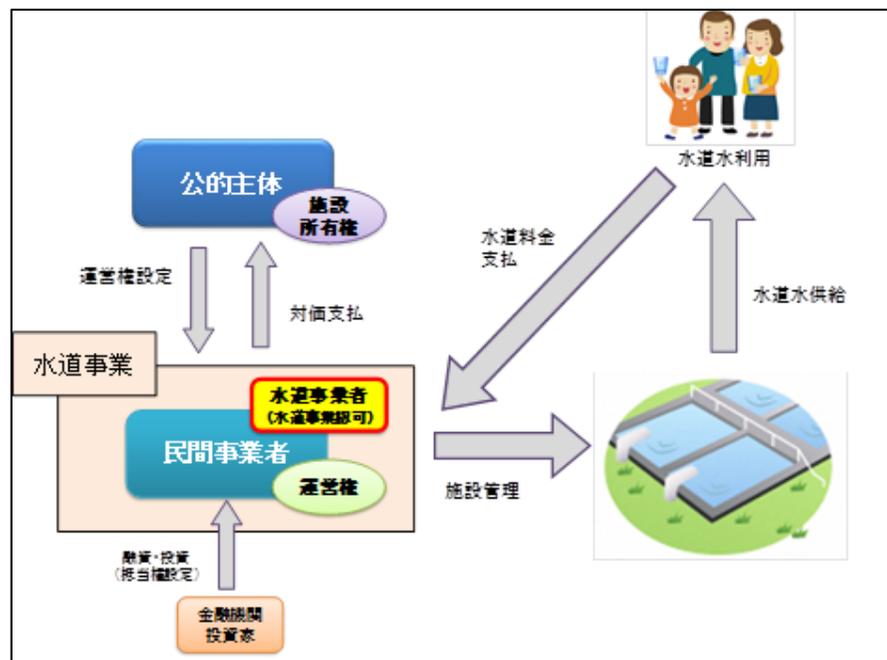
【特徴】

位置エネルギーを最大活用するため場内の水道施設を抜本的に配置変更。←送水を含む浄水過程全てが自然流下に。

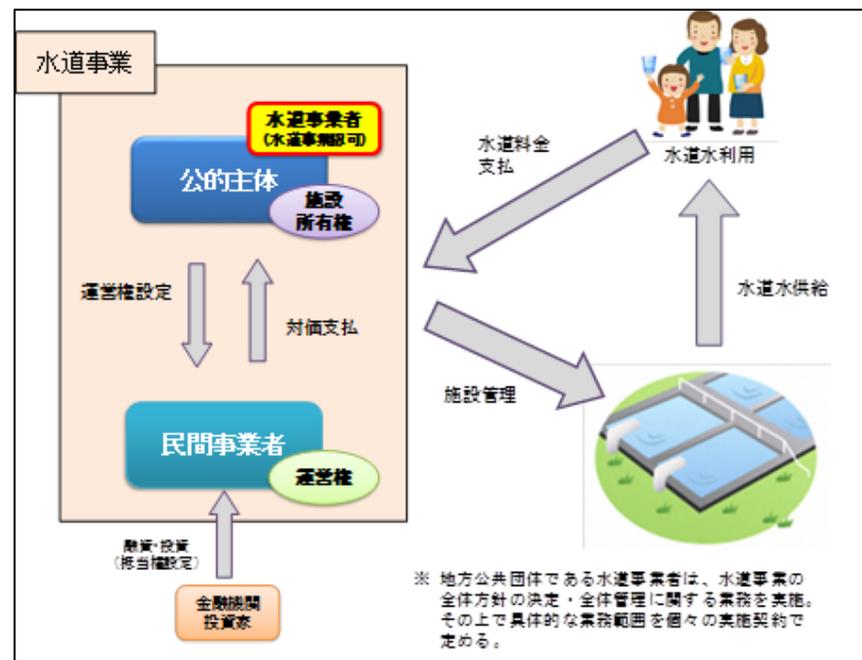


## 各官民連携手法（コンセッション方式）

- ・コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
- ・水道事業等においても、H23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となったが、水道事業の「認可」も民間事業者が取得する必要があった（民間事業型）。
- ・H30年の改正水道法において、水道事業の「認可」を官に残したまま施設の運営権を民に設定する方式が可能となった。（地方公共団体事業型）。
- ・現時点では、宮城県の水道用水供給事業のみ



民間事業型の概念図  
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図  
(平成30年水道法改正)

## 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づく官民連携に関する取組

1. ウォーターPPPについて  
「コンセッション」と「管理・更新一体マネジメント方式」の総称
2. 民間提案について（給水人口10万人以上の水道事業者等に限る）  
条件を満たす場合「民間提案」を求めることが必要（R6以降、交付金事業の要件化）
3. 水道分野における官民連携推進協議会について  
令和5年度は全国4カ所で開催

## 1. ウォーターPPPについて

# PPP / PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）（R5.6.2）の概要

令和8年度までに5件の具体化（取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む）を目標とする。さらに、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という。）の活用を目指し、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。

- ・水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。（令和4年度開始）
- ・宮城県の先進事例の横展開のため、類似条件を有する地方公共団体やウォーターPPPを早急に検討すべき地方公共団体等、ターゲットを明確にしたトップセールス等の働きかけを15件実施する。（平成29年度開始、令和5年度強化）
- ・作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。（令和4年度開始）
- ・令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業（官民連携等基盤強化推進事業）を周知し、活用を促進する。（令和4年度開始、令和5年度強化）
- ・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP / PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。（令和4年度開始、令和5年度強化）
- ・ウォーターPPPの検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。（令和5年度開始）
- ・上下水道一体でのウォーターPPPに対し、国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。（令和5年度開始）
- ・水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営ノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP / PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。（平成30年度開始）
- ・水道分野における公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会等を活用した啓発活動を実施する。（平成29年度開始、令和5年度強化）
- ・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。（平成30年度開始、令和4年度強化）
- ・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。（平成29年度開始）

# PPP / PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）の概要

- ・新たに、**重点分野**<sup>※1)</sup>において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ・**ウォーターPPP等**、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

※1) 重点分野：空港、**水道**、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

<p>重点実行期間（令和4年度～令和8年度）</p> <p><b>5年件数目標</b></p> <p>昨年設定 重点分野合計 <b>70件</b> (コンセッション中心)</p>	<p>アクションプラン期間 10年（令和4年度～令和13年度）</p> <p><b>事業件数10年ターゲット</b></p> <p>新たに設定 重点分野合計 <b>575件</b> (コンセッションを含む多様な官民連携)</p>
---	--

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット <ウォーターPPP>
<b>水道</b>	<b>100件</b>
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>  
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

※2) 地方公共団体等のニーズ：  
例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

# 1. ウォーターPPPについて

## (参考) 新たな官民連携方式「ウォーターPPP」

- ・水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
- ・**国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
- ・地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。
- ・関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

### [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

- ①長期契約（原則10年）、 ②性能発注、 ③維持管理と更新の一体マネジメント、 ④プロフィットシェア

### ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション）  
[レベル4]

長期契約（10～20年）
性能発注
維持管理
修繕
更新工事
運営権（抵当権設定）
利用料金直接収受

上・工・下一体：1件（宮城県R4）  
下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5）  
工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）

管理・更新一体マネジメント方式  
[レベル3, 5] 新設

長期契約（原則10年）*1
性能発注*2
維持管理
修繕
【更新実施型の場合】 更新工事
【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）

\*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。  
\*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。  
管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による  
民間委託  
[レベル1～3]

短期契約（3～5年程度）
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

水道：1,400施設  
下水道：552施設  
工業用水道：19件

## 各要件の考え方（要件①\_長期契約（原則10年））

### 概要とポイント・留意点

#### 概要 ポイント

- ・ 企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、既存（従来）の包括的民間委託でよく見られる3-5年間よりも長い10年間を原則とする。※特に、更新（投資）による維持管理上の効果が発現する最低限の事業期間を設定するもの。
- ・ また、管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式への段階的な移行に向けたものであることから、10年以上ではなく、10年間が原則とされている。

- ・ 10年によらない場合は、その理由を説明できることが重要

#### 10年によらない場合の例（※現時点での参考例であることに留意）

#### 厚労省 （見解）

#### ○例外の考え方 ～管理・更新一体マネジメント方式そのものに関する事業期間の設定（例）～

- ・ 対象施設・業務範囲等の設定に際し、例えば、官民対話等も踏まえ、施設の大規模更新のタイミング等を考慮することによる事業期間の調整。

## 各要件の考え方（要件②\_性能発注）

### 概要とポイント・留意点

#### 概要 ポイント

- ・ **性能発注を原則**とする。
- ・ ただし、管路を含める場合、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- ・ **十分な情報開示・官民対話**をふまえた契約・要求水準等への**適切な規定**と、それらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、**明確なリスク分担（費用・損害分担等）が重要**となる。※性能規定の記載ぶりと、責任・費用分担（その具体的な調整方法等を含む）が重要。

#### 性能規定の例（※現時点での参考例であることに留意）

##### ○設計業務（例）

- ・ 粒状活性炭接触池の設置位置は**提案**による。
- ・ 建築構造物との合棟、分棟は**提案**による。
- ・ 要求される水質基準を**満足するに十分な**過能力を確保すること。
- ・ 新型インフルエンザ対策として、薬品貯蔵量は通常時運用水量の60日分を確保できる容量を確保することを

原則とするが、**別の方法で確保できる場合**（例：蔓延期に仮設タンクを設置する、流通ルートを確認するなど）は**提案による**。

##### ○運転管理業務（例）

- ・ 緊急時の対応方法、体制については**事業者提案**とする。
- ・ 20年後に●●な状態で引き継ぐこと。

#### 仕様発注に近い性能発注と見受けられるもの（※現時点での参考例であることに留意）

##### ○設計業務（例）

- ・ 製作盤は、板厚を扉2.5mm以上、主要部2.4mm以上、その他1.8mm以上とし、盤毎に閉鎖・独立した構造とする。
- ・ 高炉セメントB又は低熱ポルトランドセメントとすること。
- ・ 場内配管ルート、口径は別添のとおりとする。

##### ○運転管理体制（例）

- ・ 管理体制は事業者の提案によるが、夜間も含め24時間**有人の体制**とすること。
- ・ オペレーターについては**常時2名**が常駐すること。

##### ○建設業務（例）

- ・ 試運転は**6ヶ月以上**行うこと。

厚労省  
(見解)

各要件の考え方（要件③\_維持管理と更新の一体マネジメント）

類型	更新実施型	更新支援型
<p>契約関係 (例)</p>	<p style="text-align: center;">* PFI事業契約を原則とする</p>	<p style="text-align: center;">*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
<p>事業フロー (例)</p>	<p style="text-align: center;">*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	
<p>特長</p>	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

各要件の考え方（要件④\_プロフィットシェア）

概要とポイント・留意点

- ・事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェア**の仕組みを導入すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェアの例）

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする

概要  
ポイント

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減（プロフィット）
①	2 削減		2
②		2 削減	2

（例）  
プロフィット  
シェア

官	民
1	1
1	1

【注意】提示している（例）については現時点での参考例であることをご注意ください。

プロフィットシェアの契約条文例（※現時点での参考例であることに留意）

- 1 受託事業者は、本事業に関する業務について、業務要求水準書又は仕様書等で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を市に提案することができる。
- 2 市は、前項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できると判断した場合、これを取り入れることができる。
- 3 前項の業務改善に係る費用は、市と受託事業者で協議の上決定するものとし、必要に応じて本契約の契約金額に反映させるものとする。
- 4 第2項において、提案された業務手法により当初に比べて市の経費節減効果が明らかとなる場合、受託事業者は、経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができる。なお、当該割合については、市と受託事業者で協議の上、決定する。

厚労省  
（見解）

## 1. ウォーターPPPについて

### ウォーターPPPに関するQ & A (1)

#### コンセッションへの移行について

管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式への段階的な移行に向けた取り組みとありますが、必ずコンセッション方式へ移行することが条件になるのでしょうか。

発注時に10年後の移行を確約することまでを求めるものではありません。

#### 更新実施型の契約について

更新実施型は、PFI事業を原則とすると記載されていますが、PFI事業の手続きが間に合わない場合は、更新支援型を選択することになるのでしょうか。

更新実施型については、PFI事業契約を原則としていますが、事業開始時期等の関係で、PFI事業契約ができない場合は、通常の契約とすることも可能です。工事を含めて発注することが困難な場合には、更新支援型を選択することになります。

#### 交付金の要件化について

下水道や工業用水道分野では、ウォーターPPPの導入を補助金の要件とする動きがあるが、水道は要件とはならないのでしょうか。

水道の交付金の要件化とはなっていません。

## 1. ウォーターPPPについて

### ウォーターPPPに関するQ & A (2)

#### 事業件数10年ターゲットについて

コンセッションやウォーターPPPについて、目標件数を設定し、取り組むこととされているが、それらは国が最良と考える官民連携手法なのでしょうか。

具体的な件数が示されてはいるものの、官民連携手法には様々なものがあるため、それぞれの地域の実状に応じた手法を選択していただきたいと考えています。

#### 対象施設について

複数ある浄水場のうち、1つの浄水場を対象として発注する場合でも、ウォーターPPPの導入は可能でしょうか。

ウォーターPPPとして発注する業務の範囲に、条件はありません。複数ある浄水場のうち、1浄水場を対象として発注された場合も、要件を満たせば、ウォーターPPPとなります。

#### 地元工事業者への配慮について

水道事業は地元工事業者の協力なくしては成り立ちません。ウォーターPPPでは大手業者の参入が予想されるため地元業者の参入、持続性に影響があるものと思われませんが、いかがでしょうか。

ウォーターPPPをはじめとするPPP/PFIの入札参加要件については、水道事業者で検討していただくものとなっています。

### 官民連携の推進に関する財政支援

- 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業については、「生活基盤施設耐震化等交付金」のうち、**官民連携等基盤推進事業**で支援しているところ

#### 生活基盤施設耐震化等交付金

事業名	採択基準（抄）
官民連携等基盤強化推進事業	水道事業における <b>官民連携の導入</b> に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、 <b>令和10年度までの時限事業</b> とする。

#### 交付率

- 公共施設運営権事業（コンセッション）を含めたPFIを導入するために行う事業にあっては**定額補助**（補助上限**5,000万円**）
- 上記以外の場合は交付率**1/4**

## 2. 民間提案について

# 生活基盤施設耐震化等交付金のPPP/PFI導入の民間提案の要件化について

PFI推進会議（会長：内閣総理大臣）で決定したPPP/PFI推進アクションプランに基づき、R6年度以降の交付金の交付を要望する水道事業者等においては、**一定規模以上の水道整備において、PPP/PFI導入に関する「民間提案」を求めることが必須**になりますので、ご留意願います。

### 対 象

- ・ **現在給水人口10万人以上**の水道事業者（用供の場合は供給する先の現在給水人口10万人以上）
- ・ **全体事業費が10億円以上**と見込まれる水道整備事業（R5年度以前に詳細設計着手済みの事業等は除く）



上記の2条件を満たす場合に「生活基盤施設耐震化等交付金」の交付を要望する水道事業者等においては、PPP/PFI導入（コンセッション、PFI、DB、DBO、DBM等）に関する民間提案を求めることが必須になり、**民間提案があった場合は提案の採否を検討する必要**があります。

### 民間提案の求め方

水道事業者等が交付金を受けるためには、事業実施の前年度の4月1日までに次の措置が必要です。

#### 1. 提案窓口を設置

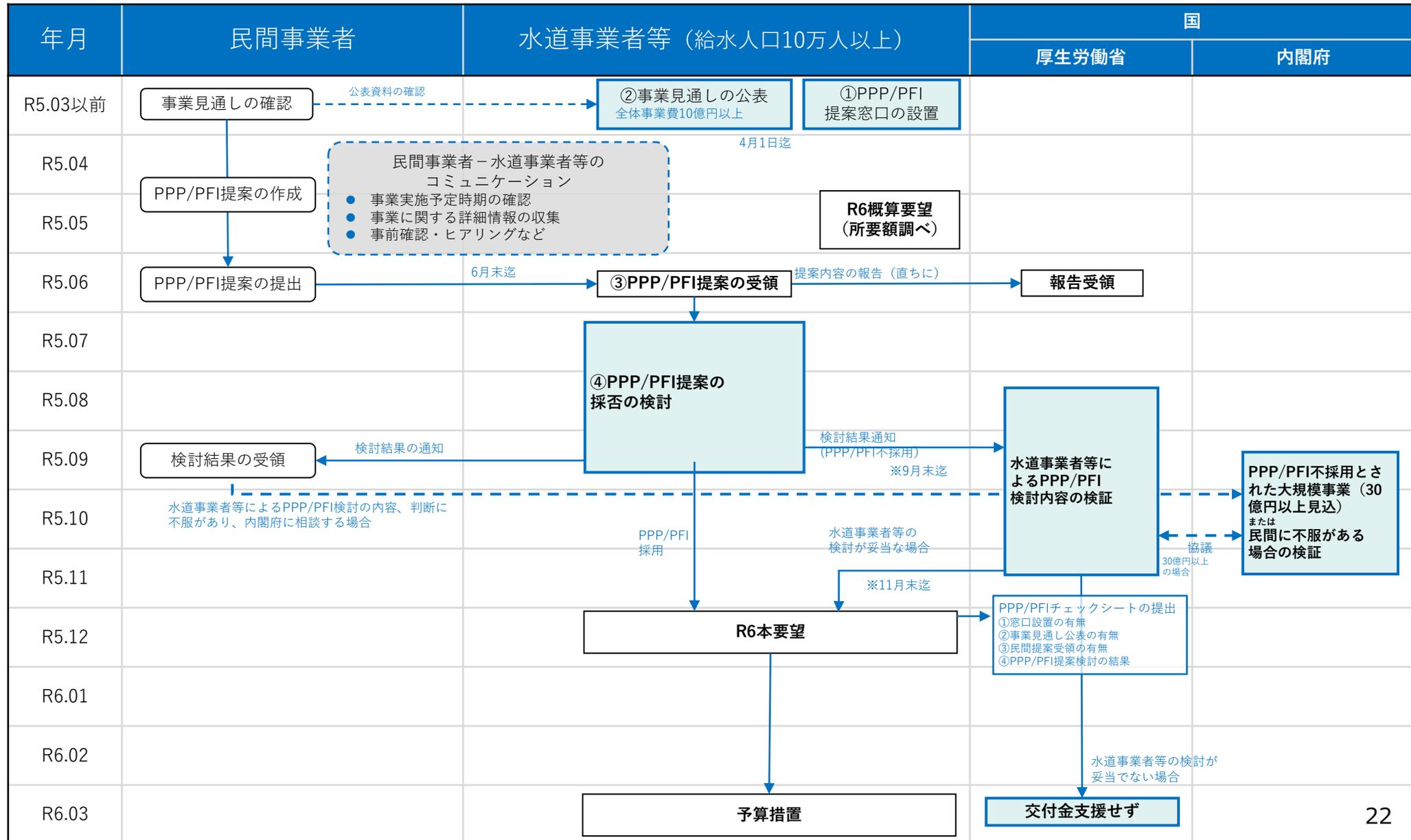
水道事業者のHP等において、PPP/PFI導入の提案窓口に関する情報を掲載すること。自治体（一般部局）が設置する窓口でも構いません。

#### 2. 事業見通しの公表

事業見通しに相当する情報が、水道事業ビジョンや経営戦略などに含まれている場合は、これらをもって事業見通しを公表済みと見なせます。

## 2. 民間提案について

### 民間提案に係る交付金交付の流れ（R6年度の交付要求の事例）



## 2. 民間提案について

### 民間提案に関する Q & A

#### 事業費について

要件化の対象となる「全体事業費10億円以上」の意味について、工事発注金額が10億円以上ということでしょうか。また、単年度で10億円以上ということでしょうか。

工事発注単位ではなく、交付申請を行う事業単位で10億円以上かどうかです。また、複数年の事業は全体事業費でご判断ください（事業評価と同じ）。

#### 提案窓口の設置

提案窓口は案件ごとに期間を限定して設置する必要があるのでしょうか。また、期間は自由に設定できるのでしょうか。

窓口は、案件毎に期間を設定せずに事業見通しとともに常時公開しておくことで結構です。なお、期間を設定する場合は、民間事業者が提案するのに必要な期間を確保してください。

#### 発注方式が決まっている事業

すでにDBやPFIなどと、発注方式が決まっている案件について民間提案があった場合、採否を検討する以前に不採用ということになるが、厚労省への報告が必要でしょうか。

民間提案を受けるには、事前に水道事業者と民間事業者のコミュニケーション（資料提供等）が必要となるため、その段階で採用できない旨を提案者に伝えてください。厚労省への報告は不要です。

その他詳しくは「生活基盤施設耐震化等交付金の交付にあたりPPP/PFIの導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件の導入について（再周知）（R5.3.31\_事務連絡）」をご覧ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html)

### 3. 水道分野における官民連携推進協議会について

## 令和5年度は全国4カ所で開催

水道事業者等と民間事業者との連携を促進することを目的とし、全国各地で「官民連携推進協議会」を開催している。

### 令和5年度の開催予定

	開催時期	開催地
第1回	7月20日(木)	福島県郡山市
第2回	9月6日(水)	鹿児島県鹿児島市
第3回	10月下旬	愛知県
第4回	12月上旬	大阪府

### 令和5年度の実施内容

#### ○厚生労働省及び水道事業者等の取組の発表

- ・官民連携に関する取組紹介
  - 官民連携の推進について
  - ウォーターPPPに関する取組等について  
(厚生労働省・経済産業省)

#### ・ウォーターPPP類似案件の事例紹介

- 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託(茨城県守谷市)
- 荒尾市水道事業の包括委託(熊本県荒尾市) など

#### ・コンセッション事業の事例紹介

- 大阪市工業用水道特定運営事業等  
(みおつくし工業用水コンセッション株式会社)

### 令和4年度の開催実績

R4	開催地	参加団体数		参加者数
		水道事業者等	民間事業者	
第1回	山形県	11団体	32団体	89人
第2回	福岡県	14団体	35団体	102人
第3回	茨城県	9団体	31団体	85人
第4回	三重県	14団体	44団体	130人

#### ○フリーマッチング

水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、自由に意見交換を実施。

- ↳官民連携における取組・提案
- ・水道事業者が抱える課題への対応方策

